

地方独立行政法人山口県産業技術センター 中期計画（第3期）**（基本的な考え方）**

山口県産業技術センター（以下「センター」という。）は、平成21年度に法人化し、第1期中期計画及び第2期中期計画に基づき平成30年度までの10年間センターの運営を行ってきた。

第1期は、法人化した最初の期間として、主に「センター運営の安定基盤づくり」を進め、第2期では、それをベースとして、本県の重要課題である産業力の増強に向けて、戦略産業のイノベーションの推進や、事業化に向けた実用化研究、共同開発などに積極的に取り組み、県内産業の振興に取り組んできた。

こうした中、本県経済の持続的な成長、発展を促していくためには、これまでの取組により培われてきたイノベーション創出基盤やものづくり技術基盤などの成果を活かしながら、今後も成長が見込まれる分野に焦点を当てた取組が必要である。

また、近年、国内需要の縮小や国際市場の拡大、生産年齢人口の減少、第4次産業革命など、産業を取り巻く環境は大きく変化しており、本県の経済を支えてきた基礎素材型などの基幹産業においても、こうした産業構造の変化への対応が急務となってきている。

このため、第3期においては、センターは「中核的技術支援拠点」として、その機能の更なる強化と、センターの一層の「見える化」を図りながら、本県の特性を活かした付加価値の高い成長産業の育成・創出や新たな市場に向けた新技術・新商品の開発に寄与する成果を着実にあげることを目指して、中期目標に沿ってここに第3期（2019年度から2023年度の5年間）の中期計画を定める。

第1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置**1 成長産業の発展に向けたイノベーションの推進に関する目標を達成するためにとるべき措置**

本県の強みである基礎素材型を中心とした高度な産業集積や技術開発力、大企業と中小企業が一体となった研究開発の取組により形成された新たなイノベーションを生む連携の基盤等を活かし、付加価値の高い成長産業の育成、創出に向けた取組を推進する。

(1) 成長産業における研究開発を支援する体制の強化

今後も成長が見込まれる医療関連、環境・エネルギー産業での取組を一層充実するとともに、これらとの相乗効果が見込まれるバイオ関連産業や、県内企業の本格的な進出を目指す宇宙産業、IoT等の革新的技術の導入など、新たなイノベーションの創出に取り組む。そのために、県内企業のニーズ、シーズの発掘から事業化に至るまでの研究開発プロジェクトを総合的に支援するセンター内のコーディネート体制を強化するとともに、企業支援部の関連部署との連携を強化することで、効果的・効率的に運営する。

(2) 産学公や企業間連携による研究開発・事業化の促進

これまでの取組により培われた産学公や大企業・中小企業の連携体制等を活かしつつ、県内外にネットワークを広げて、研究開発プロジェクトの発掘に取り組むとともに、当プロジェクトが円滑に実施され、県内中堅・中小企業での事業化につながるよう、国等の提案公募型事業（競争的資金）の積極的な活用をはじめとする必要な支援を関係機関と連携しつつ適切に行う。

(3) 数値目標

イノベーションの推進による成長産業分野の事業化件数
中期計画期間中の5年間合計 60件

2 中小企業力の「底力」の発揮に向けたものづくり力の高度化・ブランド化の推進に関する目標を達成するためにとるべき措置

第4次産業革命の進展など社会経済情勢の変化を捉え、生産性の向上や製品の高付加価値化、成長産業分野や海外など新たな市場への参入を実現する新技術・新商品の開発など、本県産業を支える中小企業が更に成長し雇用を生む力を発揮できるよう、ものづくり力の高度化・ブランド化の推進に取り組む。

(1) 実用化研究の推進とその成果の普及

ア 実用化研究の推進

センターの研究開発では、実用化研究の基盤となる技術を持続的に生み出すよう努めるとともに、企業のニーズ、県の産業振興施策や社会経済情勢の変化を捉えつつ、事業化戦略を踏まえた実用化研究に重点的に取り組む。

具体的には、以下の3つの方向性に沿った研究開発を計画的に行う。

- ①成長産業分野への県内企業の参入の先導
- ②県内企業のものづくり技術の高度化促進
- ③製品開発のための企画段階からのセンターの参画

イ 研究開発成果の普及

① 研究成果の発信とその成果の活用支援

研究開発成果については、各種研究会や企業訪問、学協会等に広く発信するとともに、共同研究・受託研究などにより企業への移転を推進する。また、成果移転後のフォローアップも継続的に行う。

② 知的財産の適切な管理

研究開発成果の知的財産化を速やかに進めるため、発明から出願、取得、実施に至る管理を適切に行う。

(2) 企業の技術革新の促進

ア 各種技術研究会活動の積極的な展開

新しい技術研究会の創設や技術研究会の再編を適切に行い、それらの研究会活動を積極的に展開し、当該研究会会員による技術革新を促進することで、新技術・新商品の開発を促す。

イ 研究開発計画策定や資金獲得の支援

県内企業（企業間連携を含む）の技術革新に対する「強い思い」を新事業展開につなげるために、県の技術革新計画制度等を活用しながら、技術開発から事業化までのシナリオづくり（研究開発計画の策定）を進める。また、それらのシナリオに必要な資金獲得を支援するため、提案公募型事業（競争的資金）を積極的に活用する。

(3) 数値目標

ア 特許等の出願及び新規使用許諾件数

中期計画期間中の5年間合計 55件

イ 国等の提案公募型研究開発事業の実施件数

中期計画期間中の5年間合計 40件

ウ 研究開発・技術支援が事業化（商品化）に至った件数

中期計画期間中の5年間合計 45件

3 「中核的技術支援拠点」としての更なる機能強化に関する目標を達成するためにとるべき措置

県内企業のものづくりパートナーとして、社会経済情勢の変化に的確に対応した技術力の向上を支援する。

(1) 産業技術に関する相談等の充実

ア 技術相談の充実

県内企業への積極的な企業訪問や相談窓口機能（技術相談室、電子メール相談、サテライト窓口、巡回相談窓口など）の活用により技術相談できる機会を充実させ、企業の技術課題を的確に把握して、課題の解決に向けた迅速かつ適切な技術支援に努める。また、支援結果のフォローアップも持続的に行う。

イ 地域課題解決への取組

県内企業のものづくり技術を地域に有効に活用する観点から、1次産業や3次産業、自治体、県民生活等に係る地域の様々な技術課題を発掘し、その技術課題を地域の技術力により解決する取組を関係機関と連携しながら支援する。

(2) 試験研究機器の整備等による技術支援サービスの充実

県内企業のニーズを踏まえた計画的な先端的試験研究機器整備に努め、その機器を

有効に活用できるしくみや体制を整備するとともに、以下の技術支援サービスの充実を図る。

また、技術支援業務のサービス内容やニーズ適合性についてアンケート調査等による検証を行い、その結果を技術支援サービスの充実にフィードバックする。

ア 開放機器、依頼試験

① 開放機器

新規導入機器の速やかな開放に努めるとともに、計画的な機器の保守・校正を継続的に行うことで開放機器の信頼性を確保する。

また、操作マニュアルの整備、継続的な見直し及び開放機器活用事例集の充実により利用促進を図る。

② 依頼試験

試験方法の見直しや機器の保守、校正を継続的に行うことで、試験結果の公正性を確保するとともに、試験項目以外の企業が望む試験に対してはオーダーメイド試験により、柔軟な対応を行う。

イ 受託研究・共同研究

企業ニーズに即応し、迅速に研究が着手できるように努めるとともに、開始時期や研究期間についても柔軟な対応を行う。

ウ 技術者研修

企業の技術者を受け入れる所内研修や職員を企業に派遣する所外研修などを、企業の要望に即応して行うとともに、開始時期や研修期間についても柔軟な対応を行う。また、若者に技術開発の魅力を伝えるため、大学や高専などのインターンシップを積極的に引き受ける。

エ 新事業創造支援センターの効果的活用

新事業創造支援センターを、県内企業や起業・新規立地企業の技術開発による新事業展開を促進する場として効果的に活用する。

(3) 効果的かつ切れ目のない企業支援の一層の充実

企業の海外展開など多様化する県内企業ニーズへの対応や、センター単独ではスムーズな解決が困難な課題については、研究支援機能を有する大学・国公設試や民間機関、経営支援機能を有するやまぐち産業振興財団や金融機関等との連携を図る。

(4) 数値目標

ア 技術相談件数

中期計画期間中の5年間合計 19,500件

イ 開放機器・依頼試験の利用件数

中期計画期間中の5年間合計 18,700件

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制や経営資源配分の継続的見直し

社会経済情勢の変化や企業ニーズの多様化に伴う業務の高度化に迅速、柔軟に対応するため、センター内の一層の情報共有を図るとともに、運営体制や経営資源の配分について継続的な見直しを行い、迅速、柔軟、適切に業務内容・運営の改善及び効率化を図る。

2 センター業務の「見える化」の推進

センターの更なる利用促進や成果の普及等を図るため、中期計画の達成に向けて取り組む研究開発や技術支援、産学公連携等の業務全体について第3期「技術戦略」を策定し、県内企業や連携機関等に広く周知する。

また、センターの業務を紹介する各種パンフレットや活用事例集の発刊、研究開発・技術支援成果の情報発信、ホームページへの掲載、発表会の開催等を適時適切に行う。

3 職員の職能開発の体系的・計画的実施

職員の意欲と業務遂行能力を高めながら、職員の主体的なキャリア形成を支援するため、第2期に策定した人材育成方針に基づいて職能開発（内部研修、中小企業大学校やひとづくり財団等の研修機関による研修、大学等外部機関への研修派遣など）を体系的・計画的に実施する。

4 コンプライアンスの確保

内部統制を強化し、労働安全衛生法等の法令遵守や職員倫理の確保に資するため、各種委員会（経営委員会、安全衛生委員会など）や監査（監事監査、内部監査など）の適切な運用に努めるとともに、コンプライアンスの確保を徹底するための職員教育を計画的に実施する。

5 危機管理対策の充実

情報システムのセキュリティ確保に努めるとともに、業務を通じて知り得た秘密情報（個人情報、企業情報、技術情報等）について、その漏洩防止やその適切な利用のために必要な措置を講じる。

また、災害時の緊急対応では業務継続計画を適切に運用するとともに、計画の継続的な見直しを行う。

第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己収入の確保

研究開発、機器整備等に係る外部資金を積極的に活用するとともに、機器・施設の利用促進や知的財産の適正な活用・管理により、運営費交付金以外の収入の確保に努める。

2 経費の抑制

効果的な予算配分と効率的な業務運営により、経費の抑制に努める。

第4 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の適切な管理に関する目標を達成するためにとるべき措置

安定的なサービスの提供の基盤となる施設設備が効果的・効率的に活用されるよう、計画的な保守点検・整備・修繕等を行うとともに、利用者の視点に立ち利便性の向上を図る。

2 環境負荷の低減に関する目標を達成するためにとるべき措置

省エネルギーや廃棄物の適正な処理など、環境負荷の低減に向けた取組を適切に実施するとともに、その実施方法については持続的に見直す。

第5 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（2019年度～2023年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金等	3, 271
自己収入	1, 450
使用料・手数料	180
特許実施料	3
研究費等	922
補助金等収入	339
その他収入	6
前中期目標期間繰越積立金取崩収入	30
計	4, 751

区 分	金 額
支出	
業務費	1, 233
人件費	2, 519
一般管理費	731
施設費	268
計	4, 751

（注）四捨五入の関係で端数が合わないことがある。

【人件費の見積り】

中期目標期間中、総額2, 519百万円を支出する。

※金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

2 収支計画（2019年度～2023年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	4, 8 3 2
經常経費	4, 8 3 2
業務費	1, 5 7 0
人件費	2, 5 1 9
管理運営費	7 4 2
財務費用	1
雑損	0
臨時損失	0
収入の部	4, 8 0 2
經常収益	4, 8 0 2
運営費交付金収益	3, 1 5 3
使用料・手数料収益	1 8 0
特許実施料	3
研究事業等収益	9 2 2
補助金等収益	1 8 8
施設費収益	0
その他収益	6
資産見返運営費交付金等戻入	3 5 0
臨時利益	0
当期純利益	▲ 3 0
前中期目標期間繰越積立金取崩	3 0
益	
純利益	0

（注）四捨五入の関係で端数が合わないことがある。

※金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

3 資金計画（2019年度～2023年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	4, 7 5 1
業務活動による支出	4, 4 8 2
投資活動による支出	2 6 8
財務活動による支出	1
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	4, 7 5 1
業務活動による収入	4, 4 5 2
運営費交付金による収入	3, 1 5 3
使用料・手数料収入	1 8 0
特許実施料	3
研究費等による収入	9 2 2
補助金等による収入	1 8 8
その他の収入	6
投資活動による収入	2 6 9
財務活動による収入	0
前期中期目標期間からの繰越金	3 0

（注）四捨五入の関係で端数が合わないことがある。

※金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

第6 短期借入金の限度額

3億5千万円

第7 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

なし

第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第9 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、試験研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善に充てる。

第10 法第40条第4項の承認を受けた金額の使途

前中期目標期間繰越積立金は、試験研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善に充てる。